

目 次

告 示

- ・ 公示送達
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 津市下水道排水設備指定工事店の指定
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 国民健康保険被保険者証の無効告示
- ・ 撤去自転車の保管

公 告

- ・ 犬の抑留
- ・ 犬の抑留
- ・ 犬の抑留
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 犬の抑留
- ・ 津市農業振興地域整備計画の変更
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 犬の抑留

教委告示

- ・ 教育委員会の招集

津市告示第359号

下記の者に対する差押調書謄本、配当計算書謄本は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年7月18日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第360号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年7月18日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年7月18日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 361 号

津市公共下水道条例（平成 18 年条例第 201 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 17 条の規定により告示する。

平成 18 年 7 月 20 日

津市長 松田直久

指定した業者

業者名	所在地	指定期間
勝間田設備	津市高野尾町 3175 番地 261	平成 18 年 6 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
瀬野水道工業所	松阪市西町 257 番地	平成 18 年 6 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
城山水道	松阪市荒木町 76 番地 1	平成 18 年 6 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
前田建設	津市白山町川口 6514 番 地	平成 18 年 6 月 16 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
隈元設備工業	鈴鹿市東旭が丘六丁目 5 番 33 号	平成 18 年 6 月 16 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
有限会社美杉建設	津市美杉町八知 5170 番 地 3	平成 18 年 6 月 16 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

津市告示第362号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年7月21日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 アスト公共自転車等駐車場、高田本山駅
- 2 撤去した年月日 平成18年7月21日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 363 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 18 年 7 月 24 日

津市長 松田直久

記

記号番号	交付年月日	無効となった日
6119528	平成 18 年 3 月 1 日	平成 18 年 6 月 24 日
0831867	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 6 月 27 日
0726539	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 6 月 27 日
0413996	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 7 月 13 日
0946780	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 7 月 14 日
0259721	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 7 月 19 日
0526111	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 7 月 20 日

津市告示第364号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年7月24日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年7月24日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 365 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）  
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 7 月 25 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅、久居駅（放置禁止区域）及び  
津新町駅南第三公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 7 月 25 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第366号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年7月26日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年7月26日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 367 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）  
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 7 月 27 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 7 月 27 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第368号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年7月28日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年7月28日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 369 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）  
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 7 月 31 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 7 月 31 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市公告第77号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年7月19日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年7月16日
- 2 抑留期間 平成18年7月20日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	高野尾町	柴犬	茶	オス	中	不明	ハーネス付き

- 3 公示期間 平成18年7月19日から平成18年7月20日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第78号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年7月19日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年7月17日
- 2 抑留期間 平成18年7月20日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町	キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル	白茶	オス	中	不明	紺色首輪

- 3 公示期間 平成18年7月19日から平成18年7月20日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第79号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年7月19日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年7月18日
- 2 抑留期間 平成18年7月21日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	一身田町	パピヨン	白黒	オス	小	不明	黄色の首輪

- 3 公示期間 平成18年7月19日から平成18年7月21日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第 80 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 20 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日  
平成 18 年 7 月 14 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市戸木町南羽野 5625-24 ほか 511 筆（2、3、4、5 工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市大倉 19-1  
日の出開発株式会社  
代表取締役 田村 憲司

津市公告第 8 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 7 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 1 8 年 7 月 2 0 日
- 2 抑留期間 平成 1 8 年 7 月 2 5 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白山町	雑種	黒茶	オス	中	不明	赤色の首輪 リード付

- 3 公示期間 平成 1 8 年 7 月 2 1 日から平成 1 8 年 7 月 2 5 日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

## 津市公告第 8 2 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 4 4 年法律第 5 8 号) 第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。(当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。)

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができます。

平成 1 8 年 7 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

### 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

平成 1 8 年 7 月 2 4 日から平成 1 8 年 8 月 2 3 日まで (午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで)

### 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課 (津市役所庁舎 6 階)

津市公告第 83 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 24 日

津市長 松田直久

1 工事完了年月日

平成 18 年 7 月 20 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居野村町字西生子 882-1 ほか 2 筆、字東生子 893-23 ほか 1 筆、字生子 889-8 ほか 7 筆、字花領下 1801-1 ほか 17 筆、字池尻 1978-1 ほか 37 筆、桜が丘町 1865-2 ほか 1 筆（第 2 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市丸之内 9-18

三交不動産株式会社

取締役社長 柳生 利勝

津市公告第 84 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 31 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日  
平成 18 年 7 月 25 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市高野尾町字東豊久野 634-5 の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
亀山市楠平尾町 85  
名田 幸恵

津市公告第 85 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 18 年 7 月 31 日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成 18 年 7 月 28 日
- 2 抑留期間 平成 18 年 8 月 2 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	藤方	雑種	白	オス	中	不明	

- 3 公示期間 平成 18 年 7 月 31 日から平成 18 年 8 月 2 日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第9号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年7月19日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

- 1 招集の日時 平成18年7月20日（木）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
  - (1) 津市生涯学習スポーツ審議会委員の委嘱について
  - (2) 津市文化財保護審議会委員の委嘱について